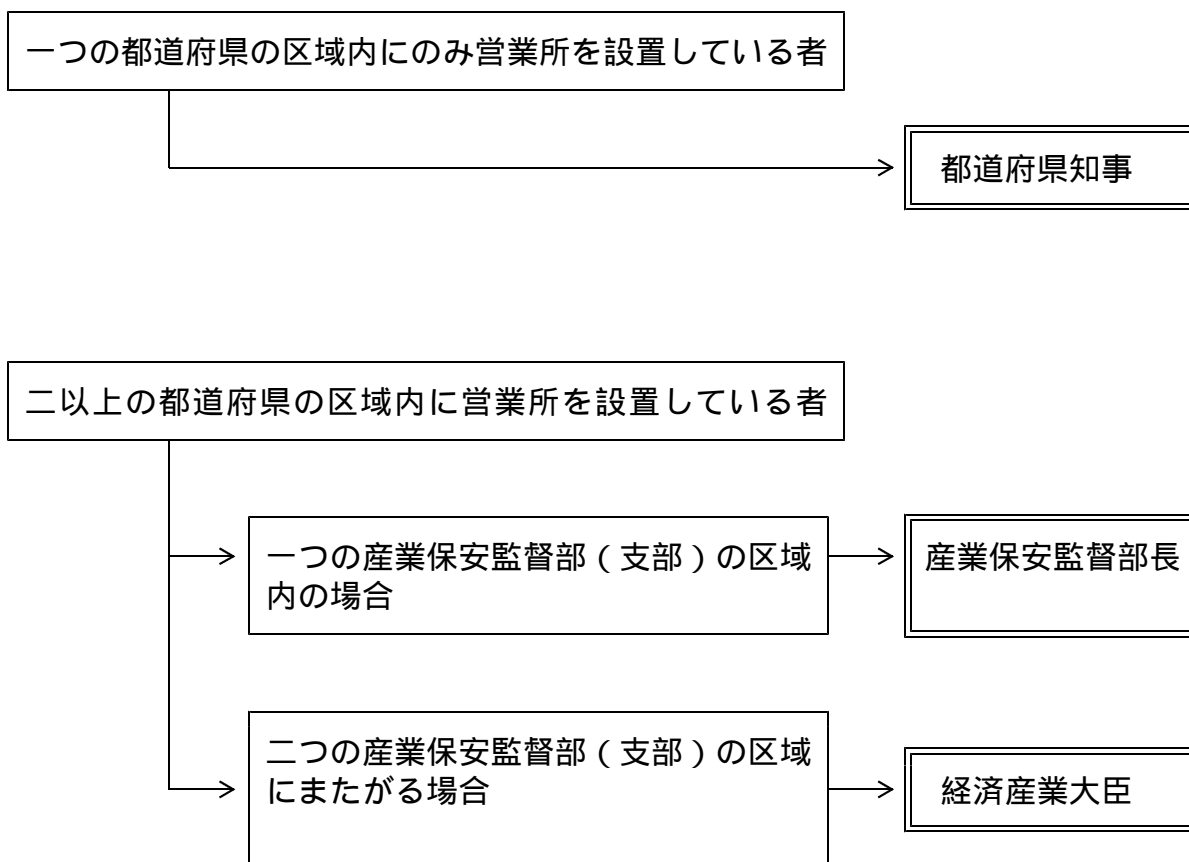


# 1. 電気工事業の登録申請（法第4条）

## (1) 申請書の提出先



注：登録申請先は上記のように三つに分かれるので注意すること。

営業所を一つしか設置しない者は、全てのケースであるからその者は、都道府県知事に登録申請をすること。

営業所を二つ以上設置する者は、のケースに該当する場合があるので十分気をつけること。

## (2) 申請書の内容

申請書類（この用紙に添付してあります。）

### (イ) 様式第1 登録電気工事業者登録申請書

所定の手数料を納付する。

- ・ 経済産業大臣に対して申請する場合：25,100円
- ・ 都道府県知事に対して申請する場合：地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に基づき各都道府県の定めるところによる。（標準額22,000円）

(ロ) 添付書類 ( 施行規則第 2 条 )

誓約書 ( 申請者自身のもの )

誓約書 ( 主任電気工事士に関するもの )

申請者自身が電気工事士であって主任電気工事士にかわって営業所で業務を行う場合は不要

主任電気工事士の従業員証明書

申請者自身が電気工事士であって主任電気工事士にかわって営業所で業務を行う場合は不要

主任電気工事士等の実務経験を証する書面

- a 電気工事士免状の写し又は電気工事士であることの証明書
- b 主任電気工事士等実務経験証明書 ( 通達で定める様式による。 )

新たに主任電気工事士等になる者に限る。

登記簿謄本 ( 法人である場合に限る。 )

**注意** 、 及び については、主任電気工事士等のそれぞれについて一通ずつ作成して添付すること。

主任電気工事士等が第一種電気工事士である場合にあっては、 については a のみを添付することで足りる。

### (3) 申請の期間

第 8 条第 1 項の規定により都道府県知事の登録を受けようとするものは、一つの都道府県の区域内に営業所を有することとなった日から 30 日以内に申請すること。この日を過ぎると従前の登録は失効して無登録状態となるので注意すること。

#### (4)更新登録

申請書類（この用紙に添付してあります。）

更新登録の場合は、様式第2及び(2)(口)の添付書類を用いて(1)及び(3)に準じて申請する。

（申請先は、当然従前の登録を受けている知事等である。）

所定の手数料を納付する。

- ・経済産業大臣へ申請の場合：14,400円
- ・都道府県知事へ申請の場合：地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき各都道府県の定めるところによる。（標準額12,000円）

更新登録の申請期間は、**登録の有効期間内**に行わなければならない。

登録の有効期間は登録を受けた日から5年間となっているので注意すること。

**注意** 主任電気工事士等に変更がない場合は、(2)(口)の添付書類は不要。

## (5) 電気工事業者等の義務

### **主任電気工事士の設置(法第19条)**

登録電気工事業者は、その一般用電気工作物に係る電気工事(以下「一般用電気工事」という。)の業務を行う営業所ごとに、当該業務に係る一般用電気工事の作業を管理させるため、第1種電気工事士又は電気工事士法による第2種電気工事士免状の交付を受けた後、電気工事に関し3年以上の実務の経験を有する第2種電気工事士であって第6条(登録の拒否)第1項第1号から第4号までに該当しないものを、主任電気工事士として置かなければならない。

### **主任電気工事士の職務(法第20条)**

主任電気工事士は、一般用電気工事による危険及び障害が発生しないように一般用電気工事の作業の管理の職務を誠実に行わなければならない。

一般用電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士がその職務を行うため必要があると認めてする指示に従わなければならない。

### **電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止(法第21条)**

電気工事業者は、その業務に関し、第1種電気工事士でない者を自家用電気工作物に係る電気工事(以下「自家用電気工事」という。)の作業(特殊電気工事を除く。)に従事させてはならない。(認定電気工事従事者は自家用電気工事のうち簡易電気工事の作業に従事させることができる。)

登録電気工事業者は、その業務に関し、第1種電気工事士又は第2種電気工事士でない者を一般用電気工事の作業に従事させてはならない。

電気工事業者は、その業務に関し、特種電気工事資格者でない者を当該特殊電気工事の作業に従事させてはならない。

### **電気工事を請け負わせることの制限(法第22条)**

電気工事業者は、その請け負った電気工事を当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせてはならない。

### **電気用品の使用の制限(法第23条)**

電気工事業者は、電気用品安全法第10条第1項の表示が付されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはならない。

### **器具の備付け(法第24条)**

電気工事業者は、その営業所ごとに、絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定める器具を備えなければならない。

(経済産業省令で定める器具)

一般用電気工事のみの業務を行う営業所

「絶縁抵抗計」、「接地抵抗計」並びに「抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計」

自家用電気工事の業務を行う営業所

「絶縁抵抗計」、「接地抵抗計」、「抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計」、「低圧検電器」、「高圧検電器」、「継電器試験装置」並びに「絶縁耐力試験装置」(継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置にあっては、必要なときに使用し得る措置が講じられているものを含む。)

### 標識の掲示（法第25条）

電気工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

登録電気工事業者の標識例（縦 35cm 以上、横 40cm 以上）

登 録 電 気 工 事 業 者 登 録 票	
登 録 番 号	関東東北産業保安監督部長登録 第00000号
登 録 の 年 月 日	平成17年 4 月 1 日
氏 名 又 は 名 称	関東東北産業保安株式会社
代 表 者 の 氏 名	代表取締役
営 業 所 の 名 称	さいたま営業所
電 気 工 事 の 種 類	一般用電気工作物・自家用電気工作物
主任電気工事士等の氏名	

### 帳簿の備付け等（法第26条）

電気工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、電気工事ごとに次の事項を記載し、これを5年間保存しなければならない。

（記載事項）

「注文者の氏名又は名称及び住所」、「電気工事の種類及び施工場所」、「施工年月日」、「主任電気工事士等及び作業者の氏名」、「配線図」並びに「検査結果」

様式第1〔第2条〕

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

## 登録電気工事業者登録申請書

平成 年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

住 所  
氏名又は名称  
法人にあつては  
代表者の氏名

印

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1. 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び番号

2. 法人にあつては、その役員の氏名

(備考) ×印の項は記載しないこと。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

印

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

印

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

## 記

営業所の名称	主任電気工事の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号

## 雇用証明書

平成 年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

印

下記の者は、当社の従業員（役員）であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 令	
雇 用 年 月 日	

# 主任電気工事士等実務経験証明書

下記 1 の電気工事士は、(1) 登録申請者本人  
 (2) 登録申請者の役員 であり下記 2 のとおり電気  
 (3) 登録申請者の使用人

工事に従事していることに相違ありません。

平成 年 月 日  
 登録申請者 印

殿

## 記

1 電 気 工 事 士	電気工事士の氏名			
	生年月日・年令	年	月	日 才
	現住所	〒		
	電気工事士免状の交付年月日	年	月	日
	免状交付番号			
2 電気工事士が登録申請者の行う電気工事に従事した職歴				
所 属 名		期 間		業 務 内 容
		年 月 日 ~ 年 月 日		

様式 2 (他の電気工事業者に雇用されていた場合)

## 主任電気工事士等実務経験証明書

下記 1 の電気工事士は、下記 2 のとおり電気工事に従事していた者に相違ありません。

平成 年 月 日

証明者 住所  
氏名又は名称  
法人にあつては  
代表者の氏名

印

殿

記

1 電 気 工 事 士	電気工事士の氏名		
	生年月日・年令	年 月 日	才
	現住所	〒	
	電気工事士免状の交付年月日	年 月 日	
	免状交付番号		
2 電気工事に従事した職歴			
所 属 名		期 間	業 務 内 容
		年 月 日~ 年 月 日	
3 証明者の事業内容			

## 備付器具明細書

営業所名 \_\_\_\_\_

器 具 名	製造事業者名	型 製 造 番 式 号	製 造 年	台 数
絶縁抵抗計				台
接地抵抗計				台
抵抗及び 交流電圧を 測定できる 回路計				台
低圧検電器				台
高圧検電器				台
継電器試験 装置				台
絶縁耐力 試験装置				台

注：営業所ごとに作成すること。

継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置を他の者等から借り受ける場合

< 記載例 >

電気器具使用に関する取決書

平成 年 月 日をもって (株) 営業所備付けである下記の電気器具は、  
(株) 営業所より使用申込みのあった場合、必要に応じて随時貸与するもの  
と取決めする。

但し、 営業所と 営業所が下記の電気器具使用について競合する場合は、その時  
に両者間で調整することとする。

記

1. 貸与物件 (1) 継電器試験装置  
(2) 絶縁耐力試験装置

平成 年 月 日

株式会社 代表取締役 印

株式会社 代表取締役 印

## その他必要な書類等

- 1．電気工事士免状の写し
- 2．登記簿謄本（法人である場合に限る。）
- 3．営業所の案内図

様式第2〔第2条〕

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

## 登録電気工事業者更新登録申請書

平成 年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

住 所  
氏名又は名称  
法人にあつては  
代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1. 現在の登録年月日及び登録番号
2. 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び番号

3. 法人にあつては、その役員の氏名

(備考) ×印の項は記載しないこと。